

No.	名 称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
9	姥ヶ懐古墳	長地横川字丸山 5448-1	個人	昭和 55. 5. 9
10	横川山の割り石と泣き石伝説	横川山 10016-1 番地	東堀区と旧平野村 の 10ヶ区	平成 14. 5. 2
11	川岸天竜河畔 諏訪明神入諏伝説の地	川岸上一丁目 113-1	三 沢 区	平成 16. 3. 30

## (9) 天然記念物

No.	名 称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
1	小坂観音院柏檜の大樹	湊四丁目 15-22	龍光山観音院	昭和 42. 3. 6
2	神の木	長地御所二丁目 5	東 堀 区	〃
3	昌福寺の枝垂桜の大樹	川岸東四丁目 16-5	昌 福 寺	〃
4	出早雄小萩神社の社叢	長地出早二丁目 2-22	中屋・中村・横川区	昭和 49. 10. 18
5	小口賀茂神社のアオナシ	銀座一丁目 5	小 口 区	昭和 59. 12. 6
6	今井家のカツラ	今井 1832	個人	〃
7	毘沙門堂のスギ	川岸西二丁目 7	新 倉 区	〃
8	駒沢諏訪社のサワラ	川岸東四丁目 15-22	駒 沢 区	〃
9	小坂観音院寺叢	湊四丁目 15-22	龍光山観音院	〃
10	小坂観音院ブッポウソウ繁殖地	湊四丁目 15-22	龍光山観音院	〃
11	小坂中村地籍のシダレザクラ	湊四丁目 11	小坂・有賀・花岡・ 藤森の姓代表	平成 2. 4. 10
12	船魂社のシダレザクラ	湊三丁目 3	湊第五町内会	〃
13	鎮社のサワラ	長地鎮二丁目 19-18	中 屋 区	〃
14	駒沢諏訪社のケンボナシ	川岸東四丁目 15-22	駒 沢 区	平成 5. 2. 25
15	新倉十五社のケンボナシ	川岸中二丁目 24-21	新 倉 区	〃
16	小井川賀茂神社のハリギリ	加茂町三丁目 6-8	小井川賀茂神社	〃
17	育恩堂のシダレザクラ	山手町一丁目 3-7	育 恩 堂 教 会	平成 8. 2. 26
18	今井家のカキノキ	今井 1250	個人	平成 17. 2. 24

岡谷市指定文化財

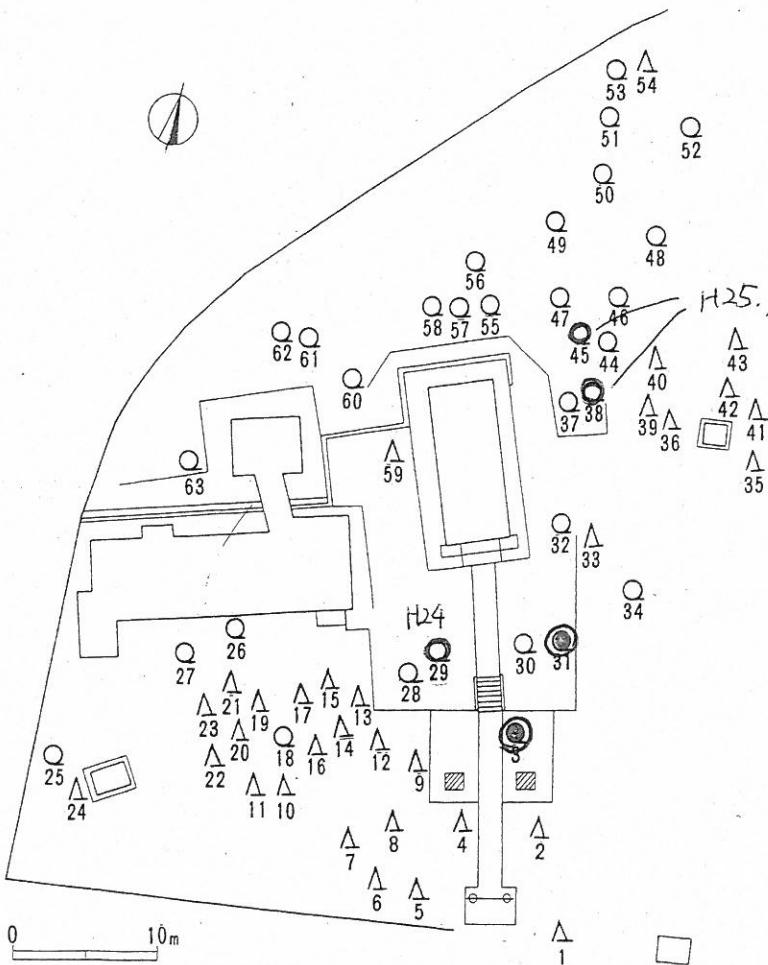
「新倉十五社のケンポナシ」指定及び解除の経過

番号	期　　日	内　　容	備考
1	平成 5年 2月 25日	岡谷市指定文化財指定 (駒沢諏訪社のケンポナシ、小井川 賀茂のハリギリと同時指定)	
2	平成 18年	文化財保護補助金(枝伐採) 補助額 32,000円	
3	平成 19年	文化財保護補助金 補助額 42,000円	
4	平成 23年	文化財保護補助金(枯れ枝の伐採) 補助額 27,000円	
5	平成 24年 10月 1日	5本の内1本を指定解除(枯死) 文化財保護条例第32条第1項	残1本
6	平成 25年	5本の内2本を指定解除 文化財保護条例第32条第1項	残2本
7	平成 27年 6月 16日	「緑のコンサルタント事業」 専門樹木医による診断・市同	報告 別紙
8	平成 27年 8月初旬	新倉区より相談あり 伐採費用負担について区長会要望あり	
9	平成 27年 8月 8日	新倉区長より指定解除の申出あり	
	(以下予定)		
	平成 27年 8月中旬	文化財保護審議会諮問	
	8月下旬	同 答申	
	平成 27年 9月初旬	定例教育委員会にて決定	残0本
	同	文化財指定解除の告示及び通知	
	平成 27年 9月中旬	新倉区による伐採	

No.	植物名	科	周 <sup>cm</sup>	高 <sup>m</sup>	No.	植物名	科	周 <sup>cm</sup>	高 <sup>m</sup>	No.	植物名	科	周 <sup>cm</sup>	高 <sup>m</sup>	
37	ケヤキニレ		81		57	ケヤキニレ		115 114	下で 202	2又	77	ケヤキニレ		164	
38	"	"	79		58	イチョウ	イチョウ	45			78	"	"	75	
39	イチイイチイ		59		59	スギ	スギ	148			79	"	"	201	
40	"	"	56		60	クマシデ	カバノキ	68	9		80	"	"	97	
41	ケヤキニレ		250		61	ツガ	マツ	66			81	イチイイチイ		47	
42	"	"	365		62	イチイイチイ		69			82	ケヤキニレ		105 86	2又
43	"	"	46 63	2又	63	"	"	46			83	イチイイチイ		50	
44	"	"	39		64	"	"	52			84	ケヤキニレ		140	
45	"	"	131 127	2本 株立	65	ケヤキニレ		184			85	ヒノキ	ヒノキ	61	
46	"	"	121 110	3本 株立	66	"	"	108			86	ケヤキニレ		56	
47	ドイツトウヒ	マツ	97		67	サワラ	ヒノキ	86			87	ヒノキ	ヒノキ	74	
48	イチイイチイ		40		68	ケヤキニレ		186			88	イチイイチイ		54	
49	ケヤキニレ		129		69	イチイイチイ		62			89	ケヤキニレ		48	
50	イチイイチイ		52		70	"	"	55			90	"	"	36 42	2又
51	コブシモクレン		262	20	71	サワラ	ヒノキ	70			91	イチイイチイ		56	
52	サワラヒノキ		99		72	イチイイチイ		94			92	ケヤキニレ		427	
53	イチイイチイ		53		73	"	"	57			93	"	"	283	
54	"	"	83		74	ウラジロモミ	マツ	59			94	イチイイチイ		88	
55	"	"		3又	75	イチイイチイ		45			95	ソヨゴ	モチノキ		株立
56	スギスギ		176		76	ケヤキニレ		110	2又		96	"	"	"	"

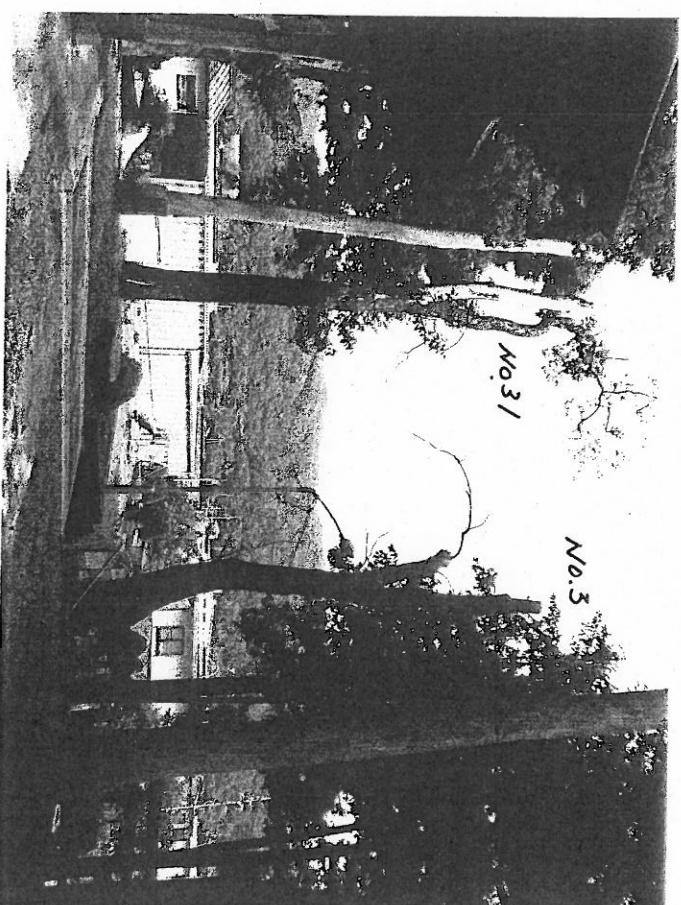
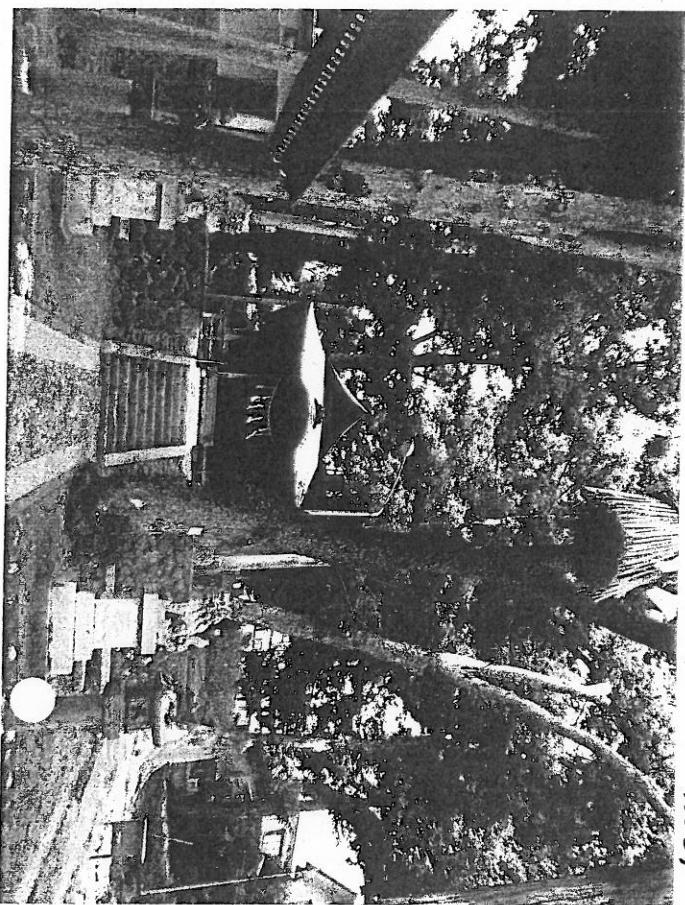
### (8) 新倉十五社

No.	植物名	科	周 <sup>cm</sup>	高 <sup>m</sup>
1	スギスギ		177	
2	サワラヒノキ		169	
3	ケンボナシ	クロウメモキ	218	
4	スギスギ		123	
5	"	"	131	
6	"	"	91	
7	"	"	94	
8	"	"	76	
9	"	"	86	
10	"	"	94	
11	"	"	92	
12	サワラヒノキ		48	
13	スギスギ		74	
14	"	"	51	
15	"	"	96	
16	"	"	51	
17	"	"	72	
18	ケヤキニレ		360	
19	"	"	185	
20	スギスギ		65	
21	"	"	94	
22	"	"	93	
23	"	"	74	
24	"	"	87	
25	ニガキニガキ		142	
26	ケヤキニレ		244	
27	"	"	261	
28	"	"	225	
29	ケンボナシ	クロウメモキ	179	
30	ケヤキニレ		267	



新倉十五社の社叢平面図 (1:600)

H24代孫



No.3



## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法又は文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、岡谷市(以下「市」という。)の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平成17条例10・一部改正)

### (定義)

- 第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

### (財産権の尊重及び他の公益との調整)

- 第3条 岡谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 岡谷市指定有形文化財

### (指定)

- 第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は県条例第4条第1項の規定により長野県宝に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち市にとって重要なものを岡谷市指定有形文化財(以下「指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合を除く。
- 3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、岡谷市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該指定有形文化財の所有者等に通知して行うものとする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

### (解除)

- 第5条 指定有形文化財が指定有形文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
- 3 指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定又は県条例第4条第1項の規定による長野県宝の指定があったときは、当該指定有形文化財の指定は解除されたものとする。
- 4 第1項及び前項の規定による指定の解除があったときは、所有者は、速やかに指定書を教育委員会に返付しなければならない。  
(所有者等の管理義務及び管理責任者)

- 第6条 指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則

## 第5章 岡谷市指定史跡名勝天然記念物

### (指定)

第31条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの又は県条例第30条第1項の規定により長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを岡谷市指定史跡、岡谷市指定名勝又は岡谷市指定天然記念物(以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(平成17条例10・一部改正)

### (解除)

第32条 指定史跡名勝天然記念物が指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 第4条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第30条第1項の規定による長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物の指定があったときは、当該指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

(平成17条例10・一部改正)

### (標識等の設置)

第33条 指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設を設置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、標識、説明板を設置することができる。

### (土地の所在等の異動の届出)

第34条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等(第36条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

### (現状変更等の制限)

第35条 指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けたものに対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

### (準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第16条、第18条及び第19条第1項の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第10条から第12条まで、第15条及び第18条の規定中「修理」とあるのは「復旧」と読み替えるものとする。

平成27年8月24日

岡谷市教育委員会 殿

岡谷市文化財保護審議会  
会長 宮坂 正博

岡谷市指定文化財について（答申）

平成27年8月11日付27教生第42号をもって諮問されました物件の岡谷市指定文化財の指定解除について、本審議会は慎重審議の結果、下記のとおり指定解除の答申を致します。

記

1. 解除

天然記念物

新倉十五社のケンポナシ 2本

理由 枯死又は枯死寸前の状況にあり「指定天然記念物としての価値を失っている」ため

（平成27年6月16日樹木医佐々木辰弘氏により、「2本の内1本は枯死し、もう1本も枯死寸前であり、樹木の腐朽が進み、腐食して倒れると人家への被害の恐れもあり切削してしまったほうが良い」と診断されている。）

文化財保護審議委員には、詳細な写真や資料(樹木医診断結果等)を見ていただいたり、各委員による現地調査等により以下の意見を頂いております。

委員氏名	今回の諮問に対する意見
宮坂 正博	ケンポナシの状況をみたが、樹木医の診断にもあるように1本は枯死しており、もう1本は葉が少し残っているが枯死寸前であり、幹の樹皮も剥がれてしまっている。倒木の危険性も考えると指定解除は仕方がない。
小口 敏高	樹木医の診断によると、倒木の危険性があるようなので、所有者管理者の新倉区さんが、危険防止のため指定の解除を希望しているのであれば、指定解除は仕方がない。本殿の後ろに、ケンポナシの幼木が何本か育っているそうなので、それを大事に育てていき、後世に伝えて欲しい。
小口 圭一	ケンポナシの状況を見る限り指定解除は仕方がないと思われます。
熊澤 祥吉	一般的に広葉樹は針葉樹に比べて、寿命が短いと言われている。また、周りの木に負けて日当たりが悪い条件になってしまったのだろう。今回の状況を見ると指定解除は仕方がない。
武居 薫	前回の解除のときに残っていた2本の状態は良くなく、大丈夫かなと心配していた。やはり枯れてしましましたか。指定解除は仕方がないですね。
宮坂 春夫	自然のものなので枯れてしまったり、枯死寸前であれば仕方がない。神社の裏に幼木が育っているようなので、それを育てていってもらいたい。